

一、労働組合の組織を維持し、その活動を促進する。

二、労働者の生活改善を目的とし、労働者の福利厚生を促進する。

三、労働者の教育を目的とし、労働者の知識と技能を向上させる。

四、労働者の健康を目的とし、労働者の健康増進を促進する。

五、労働者の権利を目的とし、労働者の権利保護を促進する。

六、労働者の意見を目的とし、労働者の意見を反映させる。

七、労働者の協力を目的とし、労働者の協力を促進する。

八、労働者の団結を目的とし、労働者の団結を促進する。

九、労働者の活動の中心を目的とし、労働者の活動の中心を定める。

十、労働者の活動の範囲を目的とし、労働者の活動の範囲を定める。

十一、労働者の活動の方法を目的とし、労働者の活動の方法を定める。

十二、労働者の活動の時期を目的とし、労働者の活動の時期を定める。

十三、労働者の活動の場所を目的とし、労働者の活動の場所を定める。

十四、労働者の活動の参加者を目的とし、労働者の活動の参加者を定める。

十五、労働者の活動の費用を目的とし、労働者の活動の費用を定める。

十六、労働者の活動の成果を目的とし、労働者の活動の成果を定める。

十七、労働者の活動の責任を目的とし、労働者の活動の責任を定める。

十八、労働者の活動の権限を目的とし、労働者の活動の権限を定める。

十九、労働者の活動の義務を目的とし、労働者の活動の義務を定める。

二十、労働者の活動の罰則を目的とし、労働者の活動の罰則を定める。

八、労働組合の組織を維持し、その活動を促進する。

一、労働者の生活改善を目的とし、労働者の福利厚生を促進する。

二、労働者の教育を目的とし、労働者の知識と技能を向上させる。

三、労働者の健康を目的とし、労働者の健康増進を促進する。

四、労働者の権利を目的とし、労働者の権利保護を促進する。

五、労働者の意見を目的とし、労働者の意見を反映させる。

六、労働者の協力を目的とし、労働者の協力を促進する。

七、労働者の団結を目的とし、労働者の団結を促進する。

八、労働者の活動の中心を目的とし、労働者の活動の中心を定める。

九、労働者の活動の範囲を目的とし、労働者の活動の範囲を定める。

十、労働者の活動の方法を目的とし、労働者の活動の方法を定める。

十一、労働者の活動の時期を目的とし、労働者の活動の時期を定める。

十二、労働者の活動の場所を目的とし、労働者の活動の場所を定める。

十三、労働者の活動の参加者を目的とし、労働者の活動の参加者を定める。

十四、労働者の活動の費用を目的とし、労働者の活動の費用を定める。

十五、労働者の活動の成果を目的とし、労働者の活動の成果を定める。

十六、労働者の活動の責任を目的とし、労働者の活動の責任を定める。

十七、労働者の活動の権限を目的とし、労働者の活動の権限を定める。

十八、労働者の活動の義務を目的とし、労働者の活動の義務を定める。

十九、労働者の活動の罰則を目的とし、労働者の活動の罰則を定める。

二十、労働者の活動の責任を目的とし、労働者の活動の責任を定める。